



～国税庁、法人契約のがん保険の改正案を公表～

国税庁は 2 月 29 日、法人契約のがん保険(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについての改正通達案を公表しましたのでポイントをお伝えします。

＜現行の取扱い＞

終身払の場合、現行の取扱い(平成 13 年 8 月 10 日付課審 4—100)では、支払保険料の全額損金算入を認めています。

＜改正案の概要＞

①支払保険料の損金算入割合

改正案では計算上の保険期間を加入時年齢から 105 歳までの期間とし、その期間の前半 50%相当期間は支払保険料の 2 分の 1 を前払金等として資産計上、残額を損金算入としています。

②適用時期

また、新たな取扱いは、通達発遣時に記載される日付以後の契約に係る「がん保険」の保険料について適用するとしており、それ以前の契約については現行の全損扱いが継続されます。

(注)「通達発遣時に記載される日付」は明らかにされていませんので駆け込みによる契約は慎重にご判断ください。

以上

○編集後記

損金タイプの法人契約の生命保険で保険期間途中の解約返戻金が相当程度ある商品としては、長期平準定期保険や逡増定期保険がありますが、平成 20 年の通達改正などにより、これらの商品は基本的には支払保険料の 2 分の 1 しか損金算入できなくなりました。

今回の改正が実施されれば、がん保険の保険料についても、2 分の 1 損金となることとなり、解約返戻金が相当ある商品で保険料支払時の損金処理が全額可能なのは某外資系保険会社の定期保険のみとなります。

(CFP新美昌也)